明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産五〇）　一
〔告　示〕
○地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（厚生労働三五四）　二
○排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第十四条第一項において読み替えて準用する第四条第一項、第五条第一項及び第八条から第十条までの定着性種族を告示する件（農林水産一二〇〇）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通九〇〇）　七
○道路に関する件（関東地方整備局三四一）
○道路に関する件（近畿地方整備局一五七）
○道路に関する件（中国地方整備局一六一～一六三）
○道路に関する件（四国地方整備局六四、六五）
〔官庁報告〕
国家試験
司法書士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）　八
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人経済産業研究所平成二十五年度財務諸表、東日本高速道路株式会社工事開始、阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、土地家屋調査士名簿登録等関係　一六
地方公共団体
行旅死亡人関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

省令

○農林水産省令第五十号

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第十四条第一項において準用する同法第五条第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第八条、第九条並びに第十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月十二日

農林水産大臣　西川　公也

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（大陸棚の定着性種族に係る漁業等への準用等）

第十五条　第二条から前条までの規定は、大陸棚であって排他的経済水域でない区域の定着性種族に係る漁業、水産動植物の採捕及び探査について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項各号列記以外の部分	第五条第一項
第二条第一項第三号	操業予定海域
第三条	第五条第二項
第四条第一項	第五条第一項
第五条	第五条第三項
第六条	第五条第二項
第七条	第六条第一項
第八条及び第九条各号列記以外の部分	第八条
第九条第三号	採捕予定海域
第十条各号列記以外の部分	第九条
第十条第三号	予定海域
第十一条各号列記以外の部分	第十条
第十一条第三号	予定海域
第十二条及び第十三条	第八条から第十条まで
第四条第一項	第十四条第一項において準用する第五条第一項
第五条第一項	第十四条第一項において準用する第五条第一項
第五条第二項	第十四条第一項において準用する第五条第二項
第五条第三項	第十四条第一項において準用する第五条第三項
第六条第一項	第十四条第一項において準用する第六条第一項
第八条	第十四条第一項において準用する法第八条
第九条	第十四条第一項において準用する法第九条
第十条	第十四条第一項において準用する法第十条
第十一条第三号	予定区域
第十二条及び第十三条	第十四条第一項において準用する法第八条から第十条まで